

東京圏から愛知県尾張旭市への移住でもらえる

尾張旭市移住支援金



(市ホームページ) (県マッチングサイト)

※転入日・移住後の状況に応じて申請受付期間が異なりますのでご注意ください。



单身
60 万円



2人以上の世帯
100 万円

対象となる方

尾張旭市に移住して1年以内かつ、チェック1～4の全ての要件を満たす場合、上記支援金の支給対象の可能性あります。
※その他要件もありますので、ご相談ください。

☒ **チェック1** 移住前の要件として、下記①～③のいずれかを満たしていますか？

① 在住

移住前の10年間のうち、
通算5年以上、
東京23区内に在住している。

② 通勤

移住前の10年間のうち、
通算5年以上東京圏に在住し、東
京23区内に通勤している。

③ 在住＋通勤

移住前の10年間のうち、
①＋②を合算して
通算5年以上となる。

- 東京圏とは、4都県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）のこと。※条件不利地域を除く。
- ②と③の通勤期間には、東京23区内の大学、短大、高等専門学校等への通学期間も加算できる。

☒ **チェック2** 移住直前の1年間、連続して東京23区内に在住、
または東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていますか？

- 通勤の場合は、移住直前の1年間の起算点を、住民票を移した日の3か月前までとすることができます。

☒ **チェック3** 移住後の要件として、下記①～⑤のいずれかを満たしていますか？

① 就業(一般)

マッチングサイト（右上
二次元コード）に掲載さ
れた移住支援金対象の求
人に新規就業した満50
歳以下の方

② 就業(専門)

プロフェッショナル人材
事業または先導的人材
マッチング事業を利用し
た方

③ 起業

「あいちスタートアップ
創業支援事業」による起
業支援金の交付決定を受
けた方

④ テレワーク

本人の意思により移住し、
移住元での業務を引き続
ぎ実施する方

⑤ 関係人口

- (1) 満40歳未満の方または中学生以下の子どもがいる方
- (2) 移住・定住施策のため、市の取材とその内容の公表に同意できる方
- (3) 市内の小学校・中学校・高等学校または大学を卒業した方
- (4) 転入前の3年間に尾張旭市に対してふるさと納税を1回以上行った方
- (5) 市内の地域イベントの運営者（役員・ボランティア等）として活動した方
- (6) 自治会等の地域で活動する団体に所属し、5年以上継続して所属する意思のある方
- (7) 市内事業所に就業し、5年以上継続して就業する意思のある方
- (8) 農業に従事し、5年以上継続して就業する意思のある方

(1)と(2)は
必須要件です。

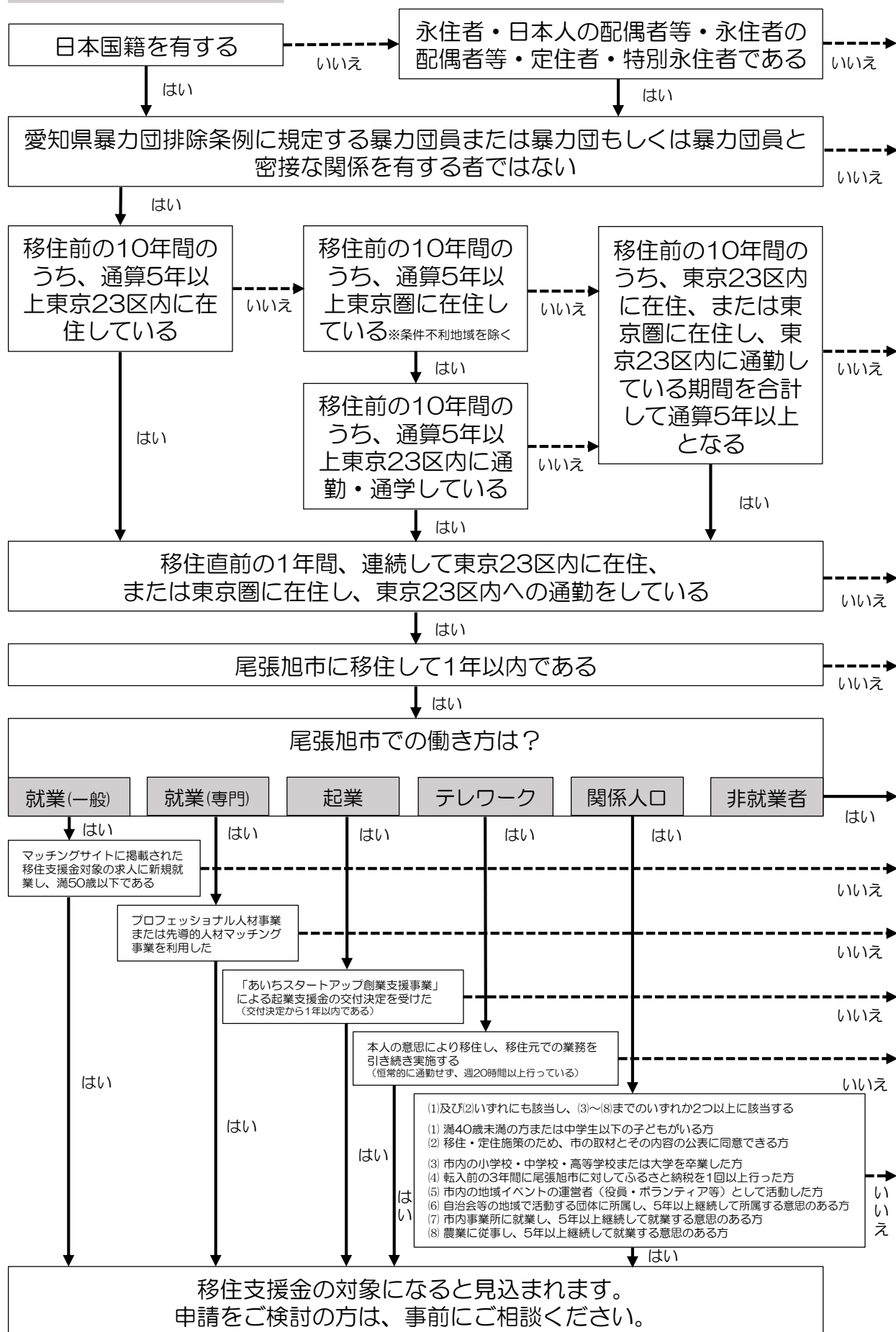
(3)～(8)のうち、
2つ以上に該当
する必要があります。

☒ **チェック4** 過去10年以内に移住支援金の交付を受けていませんか？
申請から5年以上、尾張旭市に居住する意思がありますか？

以下の場合には返還対象となりますので、ご注意ください。

- 5年以内に他市町村へ転出する。
- 1年以内に勤務地が県外へ変更となる（チェック3①②就業の場合）。
- 起業支援金の交付決定を取り消される（チェック3③起業の場合）。
- 虚偽の申請その他不正な行為等をする。

移住支援金の対象か、チェックしてみましょう。



対象外